

令和6年4月1日より
相続登記の義務化が始まります。



相続登記・遺産分割協議
生前贈与など
相続に関する相談

法務局より
「長期間相続登記等が
されていないことのお知らせ」
を受け取った方のご相談

2月は相続相談が**無料**！

- 開催日** 令和6年2月1日～2月29日までの平日
- 場所** 茨城県内の各司法書士事務所
- 予約** 事前に必ず各事務所へご予約ください。
- 問い合わせ** 茨城司法書士会 029-225-0111



公式ホームページはこちら

茨城司法書士会



※会員名簿はホームページをご覧ください。

登記手続きの専門家、
司法書士に相談！

相続登記はお済みですか？